



島根県報

平成21年12月22日（火）

号外 第 220 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第854号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考						
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長								
県 道	出雲三刀屋線	出雲市大津町大字三谷3301番6地先から同3302番2地先まで	前	A	メートル 7.00	メートル 135.00	出雲県土整備事務所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ					
				B	5.50～ 7.00	210.00							
			後	A	7.00	135.00							
				B	5.50～ 7.00	210.00							
			"	大社立久恵線	出雲市高松町1309番3地先から同芦渡町421番1地先まで	前			A	3.00～ 26.00	920.00	出雲県土整備事務所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 トリプルウェイ
									B	3.00～ 55.00	1,170.00		
						後			A	3.00～ 26.00	920.00		
									B	3.00～ 55.00	1,170.00		
"	大田桜江線	邑智郡川本町大字北佐木323番2地先から同地先まで	前	4.00～ 5.00	11.70	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅						
			後	8.00～ 9.50	11.70								
			C	6.00	144.00								

島根県告示第855号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲三刀屋線	出雲市大津町大字三谷3301番6地先から同3302番2地先まで	メートル 238.00	平成21年 12月22日	出雲県土整備事務所	
〃	大田桜江線	邑智郡川本町大字北佐木323番2地先から同地先まで	11.70	平成21年 12月22日	県央県土整備事務所	
〃	旭戸河内線	浜田市旭町来尾525番1地先から同563番1地先まで	300.00	平成21年 12月22日	浜田県土整備事務所	
〃	黒沢安城浜田線	浜田市長見町1029番4地先から同町401番2地先まで	1,093.50	平成21年 12月22日		